

基礎調査実施要領（案）（既存盛土調査編）

第一 目的

この要領（案）は、基礎調査のうち、既存盛土等対応のための調査の考え方や手順を示すものであり、盛土等に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査の実施の考え方や手順を示すことにより、円滑な基礎調査の実施及び既存の盛土等の安全性向上を図り、もって宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に資することを目的とする。

なお、大規模盛土造成地に関しては、盛土規制法の施行前より進めているところであり、法施行前に抽出された大規模盛土造成地の調査については、当面の間「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」を参照することとし、今後の基礎調査については、本ガイドラインを参照することとする。

第二 基礎調査の基本的な考え方

盛土等に伴う災害を防止するため、規制区域内にある既存の盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、必要に応じ改善命令・勧告を行う等、安全対策を実施することが求められる。このため、都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。）は、既存の盛土等の分布や安全性について調査を実施することが必要である。

第三 用語の定義

この要領（案）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 盛土等

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積を指し、それぞれの用語は盛土規制法第2条において定義されている。形質変更の種類としては、宅地造成、特定盛土等により行われた盛土、切土、および盛土状の土石の堆積したものをいう。

二 既存盛土等

既に行われた盛土等をいう。

調査の対象となる既存盛土等は、規制区域内に存在する盛土等で、許可又は届出を要する規模のものである。なお、盛土規制法の許可を受け又は届け出て行われた盛土や切土、土石の堆積も、工事完了後は既存盛土等に該当する。このうち、この要領で扱う既存盛土は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下、「規制区域」という。）内に存在する盛土等で、許可又は届出を要する規模のものである。なお、盛土規制法の許可を受け又は届け出て行われた盛土や切土、土石の堆積も、工事完了後は既存盛土等に該当する。

三 大規模盛土造成地

既存盛土等のうち、以下のいずれかの要件を満たす盛土造成地をいう。

谷埋め型大規模盛土造成地：盛土の面積が3,000㎡以上のもの。腹付け型大規模盛土造成地：原地盤面の勾配が20°以上でかつ盛土の高さが5m以上のもの。

原則として、農地、森林等宅地でない土地は含まない。

第四 調査対象

一 調査の範囲

規制区域内での調査を基本とする。

二 調査の対象時期

既存盛土等に関する調査で対象とする年代は、地域における盛土等の造成工事や盛土等による災害発生の状況、机上調査資料の整備状況（地形情報等の存在期間や精度）、既存調査の状況等を勘案して計画するものとする。なお、規制区域内の網羅的な調査としては、机上調査により実施可能な資料の存在する時期までの調査とし、これより古いものは、既存の調査結果・許認可情報等の個別情報について調査することを基本とする。

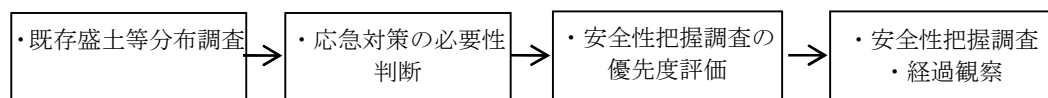
三 調査の対象規模

規制区域における許可又は届出を要する規模の盛土等とする。ただし、一定の規模（3,000 m²）以上のものを優先して調査することとする。ただし、3,000 m²未満の盛土等のうち、災害が発生する危険性が高いものについては、調査の対象とする。また、土石の堆積については、土石の堆積については、規制区域の指定後に、許可を受け又は届け出て行われたもののほか、規制区域の指定の際、当該区域内において行われている工事について届出があったものを調査の対象とする。

第五 調査内容

一 調査の内容、実施主体

調査は、既存盛土等の分布や安全性の把握を目的として、既存盛土等分布調査、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価、安全性把握調査の順に行い、安全性把握調査と並行して、経過観察を行う。



既存盛土等分布調査、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価及び経過観察は、都道府県が基礎調査として行い、安全性把握調査は、規制区域内の盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する責務を負う土地の所有者、管理者又は占有者のほか、工事主又は工事施行者、原因行為者が、原則として実施する。ただし、盛土等に伴う災害発生の切迫性や公共性の観点等を総合的に検討し、都道府県が行うべきと判断される場合は、都道府県が基礎調査として実施する。

二 既存盛土等分布調査

規制区域内の既存盛土等を抽出するため、基礎資料の収集、盛土等の抽出、盛土等の位置の把握を行う。

はじめに、基礎資料として、造成前後の地形データや衛星データ等を収集し、必要に応じて既往の調査結果や法令許可等の状況、パトロールや通報等の情報も収集する。

続いて、収集した地形データや衛星データ等をもとに、机上で画像の色調や盛土等の造成前後の標高等を比較して、盛土等を抽出する。抽出に当たっては、既往の調査結果や法令許

可等の状況、パトロールや通報等の情報を適宜参考とするとともに、必要に応じて公道等からの現地確認を行い、盛土等に該当するか確認する。

最後に、抽出した盛土等の位置情報等を整理し、一覧表及び位置図を作成する。

三 応急対策の必要性判断

既存盛土等分布調査で把握された盛土等について、公道等からの現地確認等により、応急対策の必要性を判断する。なお、既に崩壊が発生し又は崩壊し始めている場合は、応急対策が必要な盛土等と判断し、応急対策の実施対象とする。

四 安全性把握調査の優先度評価

安全性把握調査の優先度評価では、法令許可等の状況や、盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔、盛土等の状況を踏まえ、把握された既存盛土等について、安全性把握調査が必要なもの、経過観察を行うもの、当面の間対応が不要なものに分類する。なお、「5. 応急対策の必要性判断」で、応急対策が必要と判断された盛土等は、安全性把握調査が必要なものに分類する。

法令許可等の状況については、①法令等による許可・届出の有無や、②法令等による許可等の内容と現地状況の整合性、③災害防止措置の有無を確認する。

また、盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔については、谷埋め盛土、腹付け盛土、平地盛土又は切土といった盛土等の分類ごとに、地形図等により、保全対象との離隔が十分確保されているか確認する。

盛土等の状況の確認については、現地踏査により、①盛土、切土及び擁壁の変状の有無、②湧水等の有無、③災害防止措置が不十分か、④盛土下の不安定な土層の有無を確認する。

なお、土石の堆積については、盛土規制法の許可又は届出の内容と現地状況の整合性等を踏まえ、土石の堆積に伴う災害発生のおそれがあるかを確認する。

五 安全性把握調査

優先度評価において安全性把握調査が必要とされた盛土等について、地盤調査及び安定計算により安全性を把握する。

地盤調査では、ボーリング等により、当該盛土等の土質、地下水位等を把握する。

続いて、地盤調査で得られた結果をもとに、安定計算により、盛土の安定性を確認する。

地盤調査及び安定計算の結果を整理し、安全性把握調査が必要な盛土等について、崩落のおそれのあるものを抽出する。

六 経過観察

安全性把握調査の優先度評価を踏まえ、新たな変状や湧水等の発見及び災害防止措置の形状・構造の変化の把握を目的として、対象となる盛土等の経過観察を実施する。また、安全性把握調査が必要と判断された盛土等についても、新たな変状や湧水等の発見及び災害防止措置の形状・構造の変化の把握を目的として、調査やその後の対策の実施までの間、適宜経過観察を行う。

第六 基礎調査後の実施事項

一 基礎調査の結果の通知

基礎調査の実施後は、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を関係市町村長（特別区の長を含む。）に通知する。

二 基礎調査の結果の公表

基礎調査の実施後は、遅滞なく、必要事項を整理した一覧表および平面図を、基礎調査の結果として公表する。